

福岡県公報

令和七年二月四日
第五百六十九号
増刊
①

目次

規則 (第三号・第四号)

○福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則 (税 務 課) …………… 一
○福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業振興課) …………… 一

規則

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年二月四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

福岡県証紙代金収納計器取扱規則 (昭和四十六年福岡県規則第三十四号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十七条の九第六項」の下に「並びにアメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等に対する自動車税の種別割の徴収の臨時特例に関する福岡県税条例 (昭和二十七年福岡県条例第三十五号。以下「徴収特例条例」という。) 第四条第五項」を加える。

第二条中「又は第五十七条の九第二項若しくは」を「若しくは第五十七条の九第二項、徴収特例条例第四条第三項又は」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年二月四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和四十八年福岡県規則第三十五号) の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(金融機関保証適用時の特例措置)

2 福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (令和七年福岡県規則第四号) の公布の日 (次項において「公布日」という。) から令和九年三月三十一日までの間に貸付けの決定を行う貸付けのうち、金融機関保証により債権の保金が図られているものに対する別表第二の規定の適用については、同表中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

3 公布日から令和九年三月三十一日までの間に貸付けの決定を行う貸付けのうち、金融機関保証のみにより債権の保金が図られているものに対する別表第二の規定の適用については、同表中「〇・八〇パーセント」とあるのは、「〇・二〇パーセント」とする。

別表第二の一の項から四の項までの規定中「〇・六〇パーセント」を「〇・八〇パーセント」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、同日以降に同規則第十条の規定により貸付けの決定を行う貸付けについて適用する。